

○財務省告示第二百九十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年九月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百三十五回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五		
額最		払込		発		方募		
低	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	
額	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	
面	金	金	金	金	金	金	金	
千	万	千	万	千	万	千	万	
円	円	円	円	円	円	円	円	
		千	四	十	三			
		円	千	六	兆	額	億	額
			四	万	九	面	六	面
			十	千	千	金	千	金
			九	四	七	額	万	額
			億	百	百	で	円	で
			三	円	八	四	千	兆
			千		十	千	四	九
			百		六	四	十	千
			七		億	十六	億	七
			十七		千	十六	億	百
			万		九	億	五	十
			二		百	三	十三	
					六			

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。も申込みのうち応募額を順次割り

当てる。各債市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。

各債市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。

各債市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。

各債市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと
十一	発行価格	平成二十八年九月二十六日
十二	発行期限	す。平成二十八年九月二十六日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	入札参加	ただし、償還期が銀行休業日に
十六	払込期日	平成二十八年九月二十六日
	者入札参加	財務大臣から通知を受けた者
	場所	日本銀行
	特別参加	厘額金額百円につき百円八錢二
	国債市場	格五毛以上のそれぞれ応募価格
	非価格競	争入札発
	争入札発	行期限
	償還期限	平成二十八年九月二十六日